

## ゼニガタアザラシ科学委員会設置要綱（改正案）

## （名称）

第 1 条 この会議は、「ゼニガタアザラシ科学委員会」（以下「科学委員会」という）と称する。

## （目的）

第 2 条 環境省「えりも地域ゼニガタアザラシ特定希少鳥獣管理計画（平成 28 年 3 月策定）に基づき、えりも地域におけるゼニガタアザラシ個体群と沿岸漁業を含めた地域社会との将来にわたる共存を図ることを目的として、ゼニガタアザラシによる被害防除、ゼニガタアザラシの適正な管理に必要な手法の検討及び調査等の結果に対して科学的助言を得るため、有識者による科学委員会を設置する。

## （検討事項）

第 3 条 科学委員会においては次の事項を検討する。

- （1）ゼニガタアザラシの存続可能性の評価に関する事項
- （2）漁業被害軽減対策に関する事項
- （3）その他、環境省「えりも地域ゼニガタアザラシ特定希少鳥獣管理計画」及び計画の見直しに関する事項

## （構成）

第 4 条 科学委員会は、環境省から依頼された有識者を委員として構成する。

2 科学委員会の下に、必要に応じて、作業部会を設置する。

## （運営）

第 5 条 科学委員会は、委員長が招集し、議事進行を行う。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、必要に応じて、委員以外の有識者等に対し、科学委員会への出席を求められることができる。
- 4 委員長は、自ら科学委員会に出席できない場合、委員の中から委員長代理を指名することができる。
- 5 科学委員会は、原則として公開とする。

## （事務局）

第 6 条 科学委員会の事務局は、環境省北海道地方環境事務所が務める。

## （その他）

第 7 条 上記の定めのない事項で、科学委員会の運営に必要なものについては、別に定める。

## （附則）

第 8 条 この要綱は、平成 26 年 7 月 29 日から施行する。

- 2 この改正は、平成 28 年 8 月 15 日から適用する。
- 3 この改正は、平成 29 年 6 月 13 日から適用する。

## ゼニガタアザラシ科学委員会委員名簿

(敬称略)

氏名	所属機関・団体及び役職
北門 利英	東京海洋大学 学術研究院 海洋生物資源学部門 教授
小林 万里	東京農業大学 生物産業学部 アクアバイオ学科 教授
桜井 泰憲	函館頭足類科学研究所 所長 (北海道大学 名誉教授)
坪田 敏男	北海道大学 大学院獣医学研究院 環境獣医科学分野 教授
羽山 伸一	日本獣医生命科学大学 獣医学部獣医学科 野生動物学分野 教授
藤森 康澄	北海道大学 大学院水産科学研究院 海洋生物資源科学部門 海洋計測学分野 教授
松田 裕之	横浜国立大学 大学院環境情報研究院 自然環境と情報部門 教授
三谷 曜子	北海道大学 北方生物圏フィールド科学センター 水圏ステーション 准教授